



公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
Japan Building Maintenance Association

## JP-MIRAI 主催 ベトナム人緊急就業支援プログラムのご案内

いつも大変お世話になっております。全国ビルメンテナンス協会事業推進部です。  
現在日本には留学や技能実習を修了したが、コロナの影響で帰国困難になっているベトナム人が約2万人います。この中には就業を希望する人材も多く、N2取得者だけで、1000名以上がリストアップされていると言われております。

そこで、当協会も加盟している JP-MIRAI「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」ではこうしたベトナム人材を「特定技能」で活用支援するため、「ベトナム人緊急就業支援プログラム」を立ちあげました。

つきましては、こうしたベトナム人を今すぐに採用したいと希望される会員企業様に本企画（下表参照）への参加をご案内申し上げます。

参加を希望される会員企業様は、JP-MIRAI (<https://jp-mirai.org/>) への会員登録（無料）を行った上で、1月19日（火）午前中までに、「求人会員情報及び求人概要」（日本語・ベトナム語）のご提出をお願いします。

なお、参加を希望される会員企業様は求人会員情報及び求人概要のフォーマットをメールでお送りしますので、まずは当協会事業推進部にお問い合わせください。緊急企画であるため、タイトなスケジュールになることをご容赦ください。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1月19日（火） 午前中	<p><b>1. 求人会員情報及び求人概要（日本語・ベトナム語）締切【別添ファイル】</b></p> <p>〇別添シート「求人会員情報及び求人概要」に日本語及びベトナム語で記載の上、19日午前中までに JP-MIRAI 事務局宛送付。（締切に間に合わなかったものは Web サイトへの掲載が遅れることがあります）</p> <p>〇本情報は、マッチングのためでなく、ベトナム人求職者に求人される会員情報・求人予定を共有する目的で行います。複数のポストで求人をされる方も、まとめて記載をお願いします。</p> <p>〇提出頂いたシートは1月20日以降、下記 Web サイトに掲載します。詳細な情報については、各会員様で web サイトに掲載をお願いします。同リンク先を上記シートにリンクを記載をお願いします。</p>
1月20日（水）	<p><b>②「ベトナム人向けキャリアセミナー」の案内掲載</b></p> <p>〇JP-MIRAI の特設 web サイト（ベトナム語）に掲載</p> <p>〇参加会員様から頂いた情報も PDF 等で掲載します（公開）。</p> <p>〇ベトナム大使館、関連団体及び幹事団体様のご協力も頂き、積極的な広報を行います。</p>

1月下旬	<p><b>③セミナー登録期間</b></p> <p>〇JP-MIRAI 事務局等で提出書類（含む在留カード、パスポート、付属書の写し）の確認作業を行い、適格者の登録を行います（適法な在留資格を有しない方は参加をお断りします）。</p> <p>〇登録情報（どのような人材が何名程度登録しているかなど）についての情報は求人情報を提出された会員様に共有します。</p> <p>〇求人又は斡旋される会員様は、2月5日以降に個別の説明会を設定し、予定及び連絡・リンク先をJP-MIRAI 事務局宛にご連絡願います（メールにて登録者へご連絡します）。</p>
2月4日（木）	<p><b>④「ベトナム人向けキャリアセミナー」（オンライン）</b></p> <p>〇新型コロナウイルス感染症対策のため、当日は完全オンラインとし、会場での相談・ブース設置などは行いません。</p> <p>〇ベトナム人の皆様に有用な情報（在留資格変更、健康管理、その他有用情報）及び職種別キャリア概論などの講義（ベトナム語逐次通訳）を行います。</p>
随時	<p><b>⑤セミナー以降の情報発信など</b></p> <p>〇上記コンテンツは、JP-MIRAI のweb 上に当面の間、掲載し、接続制限上参加できなかったベトナム人の方や締切日以降に求職を希望する方にも閲覧できるようにし、リストへの事後登録も可能とします。</p> <p>〇各会員様の求人情報も当面の間、掲載し、各会員様が実施される説明会などの情報を定期的に登録されたベトナム人の方々に送信します。</p>
2月5日（金）以降	<p><b>⑥個別説明会～雇用手続き 【各会員様】</b></p> <p>〇JP-MIRAI のweb サイトに掲載された求人情報及び説明会日程を見て、ベトナム人求職者からコンタクトがありましたら、対応をお願いします。</p> <p>〇セミナー申し込み時点の資格要件チェックは、あくまでも写しを用いた暫定的なものであり、雇用に当たっては必ず、在留カード、（特定活動）付属書、パスポートのオリジナルで在留資格を確認をお願いします。</p>
	<p><b>⑦就業～モニタリング</b></p> <p>〇JP-MIRAI の行動原則に従ったベトナム人労働者への対応をお願いします。また、今回は特定技能への移行を想定した暫定措置である点を踏まえ、技能試験に向けた学習への配慮をお願いします。</p> <p>〇またモニタリングを行う予定ですのでご協力をお願いします（別途ご連絡）。</p>